

証券コード 9435

平成23年6月7日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

代表取締役会長 重 田 康 光

第24回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第15条の規定に基づき、第24回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の以下の事項

- ・「5. 会計監査人に関する事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「6. 会社の体制および方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「7. 会社の支配に関する基本方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・「8. その他株式会社の状況に関する重要な事項」・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

以上

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で監査法人の種類の変更により、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

225百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(2)に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

364百万円

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下①ないし④のいずれかの場合に該当する場合、当社会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議することを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

- ① 会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合
- ② 会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合または公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ③ 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合
- ④ 会計監査人の継続監査年数等から不再任相当と判断した場合

(7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会社の体制および方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および使用人が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
- ② 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- ④ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、監査役から要請を受けた際は、直ちに文書の閲覧に応じるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を新たに制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
- ② 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- ③ リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

イ. 職務権限・意思決定ルールを策定および見直し

ロ. 取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施

ハ. 予算管理規程に基づく中長期計画を策定し、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施

ニ. 経営会議および取締役会による月次もしくは四半期業績のレビューと改善策の実施

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社およびその系列会社のセグメント別の事業ごとにそれぞれの責任を負う担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確にするとともに、取締役、関連部署および責任者が連携して、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。

(6) 監査役補助人の設置および独立性を確保するための体制

- ① 当社は、監査役から要請があった場合、監査役の監査業務を補助する人員（以下「補助人」といいます。）を配置し、または、監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。但し、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。
- ② 補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分、監査役会室の設置に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- ③ 補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該補助人の兼任職務内容を変更するものとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告するものとします。
 - イ. 会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ハ. 重大な法令・定款違反
- ② 取締役および使用人は前項に定める重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、取締役および使用人は、監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。

7. 会社の支配に関する基本方針

社会情勢等の変化を注視しつつ、弾力的な検討を行ってまいります。

8. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において当該事項はありません。

.....
(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
117社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社アイ・イーグループ
ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
株式会社メンバーズモバイル
テレコムサービス株式会社
株式会社ジェイ・コミュニケーション
株式会社パイオン
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
eーまちタウン株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
株式会社コール・トゥ・ウェブ栃木
株式会社コール・トゥ・ウェブ所沢
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
137社
- ・主要な会社等の名称
株式会社エフティコミュニケーションズ
株式会社エム・ビー・ホールディングス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
有限会社八幡温泉
- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく決算書を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

- イ. 新星堂モバイルプラス株式会社他18社は新規設立により、連結の範囲に加えております。
- ロ. さくら少額短期保険株式会社他6社は株式の取得により、連結の範囲に加えております。
- ハ. S B Mグルメソリューションズ株式会社他6社は株式の追加取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。
- ニ. 株式会社オービーエム山梨は新設分割により、連結の範囲に加えております。
- ホ. 株式会社ナレッジデータベース他14社は株式の売却により連結の範囲から除外しております。
- ヘ. 株式会社N I C他16社は株式の一部売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
- ト. 株式会社ライフデボは第三者割当増資により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
- チ. ロジコムインターナショナル株式会社他3社は他の会社に吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。
- リ. 関西タウン株式会社は清算終了により、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

- イ. 日本企業開発支援株式会社他13社は新規設立により、持分法適用の範囲に加えております。
- ロ. 株式会社S B R他24社は株式の取得により、持分法適用の範囲に加えております。
- ハ. 株式会社N I C他16社は株式の一部売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
- ニ. 株式会社ライフデボは第三者割当増資により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
- ホ. 株式会社バリューモア他2社は影響力が増したため、持分法適用の範囲に加えております。
- ヘ. 株式会社釣りビジョン他7社は株式の売却より、持分法適用の範囲から除外しております。
- ト. S B Mグルメソリューションズ株式会社他6社は株式の追加取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。
- チ. 株式会社マックスソリューション他4社は他の会社に吸収合併されたことにより、持分法適用の範囲から除外しております。
- リ. ブリーズウェイ株式会社他3社は影響力が低下したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、以下を除き連結会計年度と一致しております。

- イ. 連結子会社のうち、大連愛光通信服務有限公司の事業年度が1月1日から12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日における仮決算に基づく決算書を使用しております。
- ロ. 連結子会社のうち、株式会社モノリスの事業年度が10月1日から9月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日における仮決算に基づく決算書を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

- ・その他有価証券
時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法を採用しております。また売却原価は移動平均法を採用しております。）

- 時価のないもの

移動平均法による原価法

- ・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社グループの持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。）

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）

ハ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ニ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職による退職慰労金の支出に備え、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについても、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、原則として税抜方式を採用しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更

① 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は42百万円減少しており、税金等調整前当期純利益は239百万円減少しております。

② 持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

なお、この適用に伴う影響は軽微であります。

③ 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(7) 表示方法の変更

連結損益計算書

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(8) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	130百万円
土地	2,386百万円
建物及び構築物	1,089百万円
工具、器具及び備品	4百万円
たな卸資産	335百万円
投資有価証券	4,662百万円
子会社株式	3,297百万円
計	11,906百万円

なお、子会社株式は、連結貸借対照表上消去しております。

(上記に対する債務)

買掛金	1,970百万円
未払金	18百万円
短期借入金	846百万円
1年内償還予定の社債	254百万円
長期借入金	2,276百万円
社債	390百万円
計	5,757百万円

上記のうち、定期預金、土地、建物及び構築物、工具、器具及び備品、たな卸資産および投資有価証券を銀行からの資金調達、製品供給取引及び請負取引から生じる債務（当期末残高2,612百万円）に対して担保提供しております。当該債務に係る根抵当権の限度額は2,836百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,113百万円

(3) のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。

のれん	6,863百万円
負ののれん	1,620百万円
純額	5,243百万円

(4) 財務制限条項等

連結子会社である株式会社パイオンの長期借入金のうち329百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されています。

- ①同社の各連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の金額について、前連結会計年度末比80%以上を維持すること。
- ②同社の各連結会計年度末の連結損益計算書における営業損益について、黒字を維持すること。
- ③同社の各連結会計年度末の連結有利子負債合計額（劣後特約に基づく借入債務を除く）について、E B I T D Aの6倍に相当する金額以下に維持すること。

連結子会社である株式会社パイオンの長期借入金のうち1,960百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されています。

- ①同社の各連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の金額について、前連結会計年度末比70%以上を維持すること。
- ②同社の各連結会計年度末の連結損益計算書における営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	58,349,642株	一株	一株	58,349,642株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,935,167株	1,215,003株	一株	5,150,170株

(注) 自己株式の数の増加は、平成22年6月15日及び平成22年11月11日開催の当社取締役会に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成22年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,264百万円
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成23年5月17日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 3,191百万円
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月8日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年8月25日取締役会決議分	平成18年8月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300,000株	15,000株
新株予約権の残高	3,000個	150個

	平成19年3月30日取締役会決議分	平成20年2月26日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	122,100株	20,000株
新株予約権の残高	1,221個	200個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 減損会計に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都豊島区他	遊休資産	工具、器具及び備品等
閉鎖事業・閉鎖営業所	—	のれん・ソフトウェア等

当社グループは、事業の報告セグメントを基礎とし、賃貸用資産及び遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

当連結会計年度において、当初の設備投資計画の変更により生じた遊休資産及び事業の撤退等により回収可能価額が著しく減少した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（177百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5百万円
工具、器具及び備品	48百万円
ソフトウェア	71百万円
のれん	52百万円
合計	177百万円

5. 企業結合に関する注記

重要な該当事項はございません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主に事業投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
現金及び預金	15,400	15,400	—
受取手形及び売掛金	71,906	71,906	—
未収金	6,313	6,313	—
有価証券及び投資有価証券	50,098	49,655	△ 443
長期貸付金※1	7,926		
貸倒引当金※2	△ 1,879		
	6,047	5,978	△ 68
資産合計	149,765	149,253	△ 511
支払手形及び買掛金	28,179	28,179	—
未払金	38,532	38,532	—
預り金	3,264	3,264	—
短期借入金	20,868	20,868	—
長期借入金※1	5,426	5,427	1
社債※1	14,745	14,757	12
負債合計	111,016	111,030	13

※1 一年以内に回収予定の長期貸付金、一年以内に返済予定の長期借入金及び一年以内に償還予定の社債も含めております。

※2 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券（関係会社株式を含む）

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、有価証券に含まれるマネー・マネージメント・ファンドは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、未払金、預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額18,016百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,879円76銭
(2) 1株当たり当期純損失	13円02銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

.....
(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの
事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ・投資事業有限責任組合等への出資
入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として、定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産
自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職による退職慰労金の支出に備え、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 会計処理基準に関する事項の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる影響はございません。

企業結合に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(7) 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収還付法人税等」（当事業年度は305百万円）は、当事業年度において、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしております。

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期未収入金」は当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しております。

なお、前事業年度の「長期未収入金」は1,041百万円であります。

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保証料」は当事業年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取保証料」は482百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

土 地	2,153百万円
建 物	830百万円
投資有価証券	4,662百万円
計	7,646百万円

上記に対応する債務

土地、建物及び投資有価証券を銀行借入から生じる債務（当事業年度末残高833百万円）、連結子会社の製品供給取引及び請負取引から生じる債務（当事業年度末残高1,967百万円）に対して担保提供しております。なお、土地及び建物の担保提供に係る根抵当権の極度額は1,166百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,106百万円

(3) 偶 発 債 務

以下の関係会社に対し、仕入債務保証及び銀行借入保証を行っております。

仕入債務保証	テレコムサービス株式会社	14,544百万円
	株式会社メンバーズモバイル	5,813百万円
	株式会社Hi-Bit	4,357百万円
	株式会社ビジネスパートナー	862百万円
	その他	372百万円
	計	25,950百万円
銀行借入保証	株式会社パイオン	3,228百万円
	株式会社メンバーズモバイル	2,500百万円
	テレコムサービス株式会社	1,100百万円
	その他	589百万円
	計	7,418百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1,982百万円
② 長期金銭債権	278百万円
③ 短期金銭債務	1,653百万円
④ 長期金銭債務	867百万円

(注)上記金額には、独立掲記したものは含まれておりません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売 上 高	7,895百万円
② 仕 入 高	49百万円
③ その他の営業取引高	1,557百万円
④ 営業取引以外の取引高	4,459百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,935,167株	1,215,003株	—	5,150,170株

(注) 自己株式の数の増加は、平成22年6月15日及び平成22年11月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,193	百万円
投資有価証券評価損否認	2,820	百万円
関係会社株式評価損否認	15,768	百万円
投資事業組合等損失否認	66	百万円
貸倒損失否認	2,138	百万円
連結法人間譲渡損繰延	72	百万円
繰越欠損金	10,548	百万円
その他	790	百万円
繰延税金資産小計	36,399	百万円
評価性引当額	△20,587	百万円
繰延税金資産合計	15,811	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,475	百万円
繰延税金負債の合計	1,475	百万円
繰延税金資産の純額	14,336	百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

①役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ひかり法律事務所	—	法律事務所	—	—	法律顧問	法律事務の委任	26	未払金	2
							事務所の賃貸	1	未収金	0

(注) 1. ひかり法律事務所は役員である重田康光の近親者が代表を務める法律事務所であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

イ. 法律事務の委任については旧弁護士報酬規定等を参考にして取引条件を決定しております。

ロ. 事務所の賃貸料は近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

②重要な子会社の役員及び近親者

属性	氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	青木毅	当社子会社代表取締役	(0.00)	—	資金の返済	2	従業員長期貸付金	29

③子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社インフォサービス	東京都豊島区	90	携帯電話の販売等	直接100	資金の援助	資金の貸付 (注1)(注2)	661	関係長期貸付金	1,922
子会社	テレコムサービス株式会社	東京都豊島区	500	携帯電話の販売等	間接74.63	債務保証	債務保証 (注3)	15,644	—	—
							保証料の受取	200	—	—
子会社	株式会社ビジネスパートナー	東京都豊島区	223	OA機器の販売等	直接98.82 間接1.18	資金の援助	資金の貸付 (注1)(注2)	1,171	関係長期貸付金	1,440
子会社	株式会社アイ・イーグループ	東京都豊島区	1,822	OA機器の販売等	間接100	資金の援助・担保の提供・ロイヤリティの受取	資金の貸付 (注1)(注2)	5,629	関係長期貸付金	2,793
							同社債務に対する担保提供	1,967	—	—
							保証料の受取	26	—	—
							ロイヤリティの受取(注4)	2,634	未収金	207
子会社	株式会社オービーエム	東京都豊島区	50	携帯電話の販売等	直接99.58 間接0.20	資金の借入	資金の返済 (注2)	4,867	関係短期借入金	2,030
子会社	株式会社Hi-Bit	東京都豊島区	90	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助・債務保証	資金の貸付 (注2)	1,076	関係長期貸付金	2,966
							債務保証 (注3)	4,357	—	—
子会社	株式会社エムズクリエーション	東京都豊島区	90	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助	資金の貸付 (注2)(注6)	1,067	関係長期貸付金	1,518
子会社	株式会社 HIKARIプライベート・エクイティ	東京都豊島区	490	ベンチャーキャピタルファンドの管理等	間接100	資金の借入	資金の返済 (注2)	2,524	—	—
子会社	株式会社グローバルテレマーケティング	東京都豊島区	90	通信回線サービスの販売等	直接100	資金の援助	資金の貸付 (注2)(注6)	416	関係長期貸付金	1,433
子会社	株式会社ベストパートナー	東京都豊島区	110	通信回線サービスの販売等	直接100	資金の借入	資金の借入 (注2)	308	関係短期借入金	1,529
子会社	フロンティア株式会社	東京都新宿区	35	教育・採用等の人材総合サービスの提供等	間接100	業務委託	業務の委託 (注5)	870	未払金	58
子会社	株式会社バイオン	大阪府大阪市	1,249	携帯電話の販売等	直接68.47	債務保証・子会社株式の売却	債務保証 (注3)	3,228	—	—
							子会社株式の売却 売却代金 売却利益 (注7)	1,989 23	—	—
子会社	株式会社コンタクトセンター	東京都豊島区	90	OA機器の販売等	直接100	資金の援助	資金の貸付 (注2)(注6)	2,531	関係長期貸付金	4,022
子会社	株式会社ハローコミュニケーションズ	東京都豊島区	85	通信回線サービスの販売等	直接100	資金の援助・ロイヤリティの受取	資金の貸付 (注1)(注2)	7,987	関係長期貸付金	9,315
							ロイヤリティの受取(注4)	1,520	未収金	110
子会社	株式会社メンバーズモバイル	東京都豊島区	250	携帯電話の販売等	間接100	債務保証・資金の援助	債務保証 (注3)	8,313	—	—
							保証料の受取	255	—	—
							資金の回収 (注1)(注2)	17	関係長期貸付金	2,256

(注1) 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。

(注3) 当社は連結子会社の銀行借入及び取引から生じる債務に対して債務保証を行っており、保証料は協議の上合理的に決定しております。

(注4) ロイヤリティの受取は当社の規定に基づき、協議の上合理的に決定しております。

(注5) 業務委託手数料の取引金額は一般取引と同様、市場価格に基づき交渉の上決定しております。

(注6) 連結子会社への関係会社長期貸付金に対し、合計1,836百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において合計581百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注7) 子会社株式の売却価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,822円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円14銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

.....
(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。